

合 議 体 に つ い て

長野市ケア会議要綱第 6 に規定する「合議体」は、会長が指定する会員で組織し、長野市ケア会議を開催するいとまのない緊急な場合に特別措置についての審議を行うものです。

< 特別措置 >

老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項第 2 号の規定に、「やむを得ない事由」により介護保険給付を利用することが著しく困難であるときは、市町村が措置を採る仕組みがあります。

これは、やむを得ない事由により、事業者との「契約」による介護サービスの利用やその前提となる要介護認定を申請しがたい者に職権をもって介護サービスの提供に結びつけるものです。

このため、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号による特別養護老人ホームの入所措置に係る適否判定については長野市ケア会議の皆様のご意見を伺うものとします。

「やむを得ない事由」とは

認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合

人が家族等の虐待又は無視を受けている場合

「やむを得ない事由」に該当した場合

措置の一環として要介護認定と同一の手続きを実施し、措置を行います。

「やむを得ない事由」が消滅した場合（成年後見制度等により要介護申請等が可能となった場合を含む）

措置を解除し、介護保険の契約に移行します。

実 績

現在 9 名を特別養護老人ホームに入所措置し、継続中